

令和 5 年 6 月 12 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01358

研究課題名(和文) 取調べ録音・録画を用いた任意性判断に対して画像構成が与える影響について

研究課題名(英文) The Influence of Camera Perspective on the Judgment of Voluntariness Using Interrogation Video-recording

研究代表者

若林 宏輔 (Wakabayashi, Kosuke)

立命館大学・総合心理学部・准教授

研究者番号：40707783

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は刑事司法における「取調べ可視化」の実施に際し、この撮影方法(主に画角、画面構成)の差異により、本来の目的である被疑者自白の任意性評価が異なるとする心理学的効果(カメラ・パースペクティブ・バイアス:以下CPB)を日本の実施状況を踏まえて多角的に検討することであった。とくに取調べ場面ではなく日常会話場面によるCPB効果を検討したが、一貫して任意性評価において従来指摘されてきた系統的なCPB効果は確認できなかった。ただし任意性評価を自発性・強制性に分けて評価させた場合に、強制性評価においてCPBが観察される可能性が示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は、第一に取調べ可視化映像が争点となる事件において、被疑者自白の可視化映像の取り扱いより慎重な運用が必要であることを指摘するものである。従来、CPB効果では、被疑者のみを大写して録画する方式は、別の撮影方式と比較して相対的に任意性評価が高まる可能性が指摘されてきた。本研究では同効果を系統的に観察することはできなかったものの、任意性評価の状況的要素(説示の有無、前科情報、強制性評価)が任意性評価に影響を与えることが確認された。また結果論ではあるが、本申請研究が録画された日常会話でCPB効果を検証したことは、コロナ禍を経てビデオ通話が主流となった社会に社会的・学術的意義がともにある。

研究成果の概要(英文)：The aim of this study was to examine the psychological effect so called camera perspective bias (CPB) on the evaluation of the voluntariness of a video recording suspect's confession, which is the original purpose of "interrogation visualization" in criminal justice, from various perspectives based on the implementation situation in Japan.

In particular, we examined the CPB effect in daily conversation situations rather than in interrogation situations, but we could not consistently confirm the systematic CPB effect that has been pointed out in previous research. However, it was suggested that CPB might be observed in the coercion evaluation when the voluntary evaluation was divided into spontaneity and coercion evaluation.

研究分野：法と心理学

キーワード：取調べの可視化 自白の任意性 カメラ・パースペクティブ・バイアス

様式 C-19、F-19-1、Z-19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本申請研究開始当初の背景として、**第一に、取調べ可視化映像が争点となった栃木小1 女児殺害事件 (通称、今市事件) の動向**が問題となっていた。同事件の第一審裁判員裁判の公判では、客観的証拠に乏しかったこともあり被告人の自白が事実認定の重要な証拠とされた。特に自白の任意性が大きく争われ、本研究が問題視する可視化映像の判断が裁判の焦点となった。2017年4月8日の裁判員裁判・第一審判決では、取調べの映像から被疑者自白には任意性が認められ、加えて被疑者自白の「迫真性」から信用性も評価されて「被告人が犯人である」ことも認められ有罪判決が下った。しかし2018年8月3日の第二審では、本来任意性評価に使われるはずの録画映像を、自白の信用性評価に使うことは妥当ではなく「実質証拠化」に当たるとして、この事実認定が退けられた。また二審判決では、状況証拠から事実認定が可能として有罪判決・量刑は維持された。同事件の一審判決では、**被疑者自白の「迫真性」が任意性評価ひいては信用性評価による犯人同一性に影響を与えており、この両評価段階にはCPB効果が生じている可能性があると考えられた。**

第二に「取調べ可視化」制度のさらなる普及拡大が見込まれていた。上述の今市事件では、被告人はまず商標法違反容疑で逮捕・取調べを受け、後に改めて殺人事件の被疑者として再逮捕された経緯がある。録音・録画はその対象事件である殺人事件の捜査段階から開始されているため、その前の商標違反事件段階でどのような取調べが行われたかは確かではない。このような事例が明らかになれば、現在は刑事事件の3%程度とされている可視化対象事件は拡大する可能性が高いと考えられた。また本申請研究開始後の2019年6月に改正刑事訴訟法が施行され、裁判員裁判対象事件では全過程の可視化が義務づけられ、取調べの開始から終わりまでの全過程が録音・録画されることとなった。警察庁の報告によれば、2021年度は、対象事件3297件のうち、94.4%の3112件で逮捕後の全過程が可視化された。全ては可視化されなかった185件のうち、可視化すべきなのに誤って実施しなかった例は8件あった。対象とされる事件の範囲は2023年度現在も裁判員裁判対象事件等に限定されたままであるが、取調べの可視化の普及と拡大の方向性は現在もまだ継続している。

刑事司法における「取調べ可視化」の全面的実施に際しては、可視化自体の有無ではなく、どのように撮影するかについては検討されてこなかった。社会心理学上では、対象者の撮影方法(主に画角、画面構成)の差異により、被疑者自白の任意性評価が異なるとするカメラ・パースペクティブ・バイアス(以下CPB)の存在が指摘されてきた。また米国以外にもスウェーデンおよび韓国で同様の実証研究がある¹²³。また国内においても申請者を含む研究グループで数件の研究が行われ、CPB効果が様々なパターンで確認され始めていた⁴⁵。

¹ Park K, & Pyo J.(2012). An explanation for camera perspective bias in voluntariness judgment for video-recorded confession: Suggestion of cognitive frame. *Law and Human Behavior*, 36,184-94.

² Landström, S., Ask, K., Sommar, C., & Willén, R. (2013). Children's testimony and the emotional victim effect. *Legal and Criminological Psychology*, 20, 365-383.

³ Landström, S., Hjelmsäter, A., Roos, E., & Granhag, P. A. (2007). The camera perspective bias: A case study. *Journal of Investigative Psychology and Offender Profiling*, 4, 199-208.

⁴ 若林宏輔・指宿信・小松加奈子・サトウタツヤ(2012). 録画された自白:日本独自の取調べ録画形式が裁判員の有罪判断に与える影響, *法と心理*, 12, 89-97

⁵ 中田友貴・若林宏輔・サトウタツヤ(2018). 取調べ録画動画の提示方法が自白の任意性判断に及ぼす影響 -日本独自の二画面同時提示方式と撮影焦点の観点から- *法と心理*, 18, 1-11

【1 研究目的、研究方法など (つづき)】

2. 研究の目的

そこで本申請研究の目的は、日本の取調べ録音・録画映像形式 (二画面式) における、実認定者による自白の任意性判断への CPB 効果について、目的 1) 取調べ状況以外の動画を用いた CPB 効果の心理学基礎研究的検討、目的 2) 視覚的顕在性の観点から映像サイズの影響を確認すること、目的 3) 罪種、被疑者・取調官の特性、状況の操作による CPB 効果の頑健性の検討することを目的とした。

3. 研究の方法

【研究 1】日本の取調べ可視化二画面提示方式の動画刺激の抽象化

まず司法の文脈で行われてきた CPB 研究を、心理学基礎研究のレベルに戻し、視覚的顕在性の観点から再検討した。そのため同研究では、参加者に提示する実験刺激動画を、取調べ場面ではなく「2 者間の通常会話」を録音・録画したものにして実験を行った。同動画は 2 名の女性 (A・B) が、会話コーパスを素材にした架空の日常会話を話す内容であった (Figure 1)。参加者は人物 A を正面から見る条件 (AF)、人物 A・B を真横から見る条件 (EF)、人物 B を正面から見る条件 (BF) のいずれかから動画を観察した。

Figure 1 撮影焦点条件の各録画方向。実験では映像内人物の顔は加工処理されず表情等も



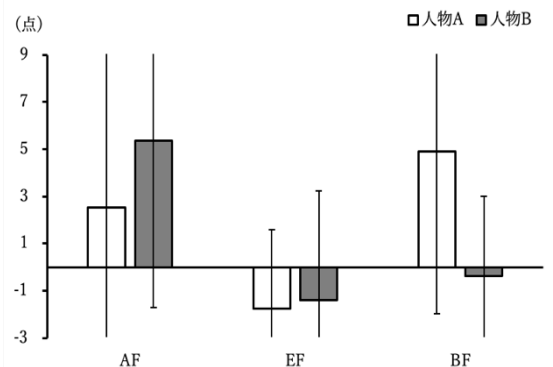
【実験 1】参加者は同動画を観察させた後に、任意性 (自発性・強制性) と原因帰属をそれぞれの人物に対して評価させた (実験 1)。結果、自白の人生評価のうち「強制性評価」において人物の主効果が観察されたが、撮影焦点の差異による効果は確認されなかった。

しかし、原因帰属評価 (内的帰属・外的帰属) では CPB が確認された (Figure 2)。しかし、人物 A は EF ($M=-1.77$) より BF ($M=4.92$)、人物 B は EF ($M=-1.38$)、BF ($M=-.38$) より AF ($M=5.38$) で言動がより内的に帰属された。つまり 焦点があたっていない人物に対して言動をより内的に帰属したことになり、この結果は従来の CPB 効果を追認しな

かった。一方、EF では人物 A・B 間で原因帰属得点に有意差はなかった ($F(1, 36) = .69, p = .79, \eta^2 = .00$)。この点は従来の CPB 研究と同様に、EF において人物間で言動の帰属に偏りがみられなかったことを示しており、従来の CPB と同様の結果が観察された。

【実験 2】実験 1 で使用した「2 者間の通常会話」とは別に、その会話内容を取調べ場面以外の「A が B を問い詰め、B がそれを認める通常会話」の糾問形式に変更し CPB 効果を確認した。同動画では、立場上対等な 2 人の学生 (性差を考慮して同性が演じた) の研究室での日常会話であった。会話の途中で人物 A が自身の実験データが消失していることに気が付き、もう一方の B が意図的に消したのではないかと追求する会話であった。データ消去を疑われた人物 B は、最終的に行為を認めた。しかし同動画では任意性評価、原因帰属ともに撮影焦点による効果は確認されなかった ($n.s.$)。

Figure 2 CP 各条件の原因帰属得点。(縦軸のプラス方向は内的帰属、マイナス方向は外的帰属を示す)



【1 研究目的、研究方法など (つづき)】

【研究2】画面上の人物サイズの比率の操作による実験

目的2に関して、視覚的顕在性の観点から映像サイズの比率を系統的に操作することで、CPB 効果検討することを当初検討していたが、研究1でのCPB効果の系統的観察が得られなかったことから、日本の2画面提示方式 (Figure 3.左上 4/9 (大画面) と右下 1/9 (小画面) にSF) と一画面 (SF・EF・DF) との比較に焦点を絞り各種実験を行った。また研究2では申請者らが過去に作成した被疑者取調の映像を使用した (Figure 3)。

【実験3】撮影焦点 (SF・EF) ×提示方式 (二画面：UF・一画面) の比較を行った。加えてCPB効果について事前説明の有無も独立変数として検討した (Figure 4)。

結果、撮影焦点および提示方式による任意性評価の差異は確認されなかった (*n.s.*)。

【実験4】実験4では、上記実験2で使用した糾問形式の日常会話映像を用いて、撮影焦点 (SF・EF) ×提示方式 (二画面：UF・一画面) の比較を行った。また映像以外の自白証拠提示手法として提案されている音声・書面 (調書) とも比較した。結果、自白の任意性評価において、撮影焦点・提示方式による差は確認されなかった (*n.s.*)。

【研究3】様々な取調べ内容・状況におけるCPB効果の検討

目的3に関して、とくに状況要因 (裁判官説示の有無、被疑者の前科、自白の信用性評価) による、自白の任意性に対する評価への影響について検討を行った。

【実験5】自白の任意性評価における可視化映像を「自白の信用性」評価にもちいてはならないという「実質証拠化」に関する裁判官説示の有無と、撮影焦点および提示方式 (SU・EU・音声：AO) の比較を行ったところ任意性 (自発・強制) に差は確認されなかった。しかし階層対数線型分析の結果、説示の有無と有罪無・罪判断の相互作用が採択され ($\chi^2=3.900, df=1, p=.048$)、説示がないことが有罪判断を促す傾向にあった。

【実験6】前科情報 (被疑者に前科あり・なし) と裁判官説示と二画面式撮影焦点 (SU・EU) を独立変数とし、強制性評価を従属変数とした検討を行った。結果、被疑者に前科があることが伝えられた条件では強制性が高まった ($F(1, 115)=4.697, MSe=5.007, p=.032, \text{partial } \eta^2=.039$)。

Figure 3 被疑者正面 (Suspect Focus) を大画面に、右下に俯瞰映像 (Upper Focus) を加えたSU条件 (左) と、大画面に両者平等 (Equal Focus) を提示するEU映像 (右)



Figure 4 実験3の任意性評価 (□は自発、■は強制)

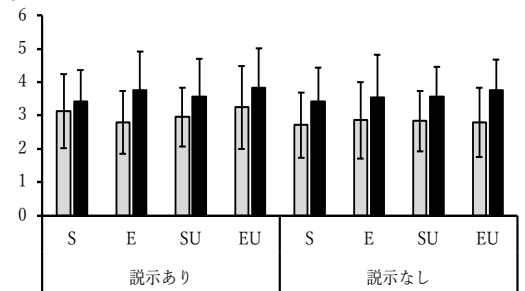


Figure 5 実験4の任意性評価 (強制性)

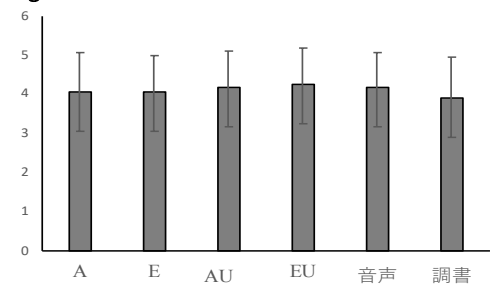


Figure6 実験5の任意性評価 (強制性)

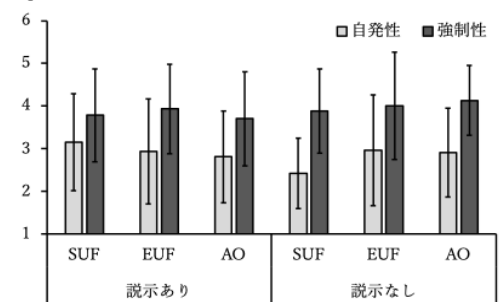
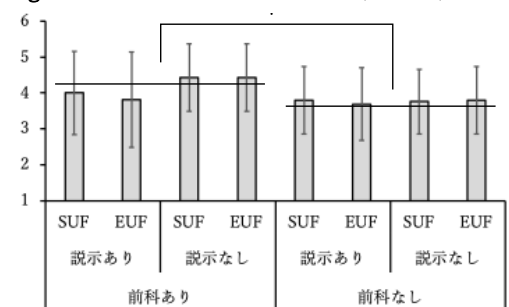


Figure 7 実験6の任意性評価 (強制性)



【1 研究目的、研究方法など（つづき）】

4. 研究成果

任意性評価の二面性（自発性・強制性） 自白の任意性評価 voluntariness に関して、従来、国外の CPB 研究では主に被疑者自白が自発的に行われたものかを評価する 1 次元の指標として扱われてきた（司法の場でも同様）。しかし、これまでの国内の CPB 研究からは、主に被疑者証言の自発的側面を評価させる意味での任意性評価では CPB 効果が観察されないことが指摘されてきた。よって本申請研究では、申請期間研究の初期から、この任意性判断について 自発性だけでなく強制性判断も別に行わせる二次元的評価指標として測定を行ってきた。これは日本の刑事訴訟法上の任意性の定義にも則したものであった。事実、研究 1 および研究 3 の結果において、本申請研究が重視してきた 撮影焦点のみならず、発話内容・説示や前科といった各独立変数が「強制性」評価に影響を与えることが複数観察された（自発性にはなかった）。この原因としては、本来「任意であること」の評価は、その当該人物の行為・行動が自発的に発せられること自体を判断することにあるが、本研究の結果は当該人物の行為・行動の内容それ自体よりも、それらが外部から強制されていないことが重視された可能性を示唆する。文化心理学領域において、Markus & Kitayama (1991) の文化的自己観によれば、欧米圏は相互独立的自己観を持ち、一方で日本を含む東洋圏では相互協調的自己観を持つことが指摘されている。前者は、自己や他者との個体差を重視し強調するのに対し、後者は自己と他者との調和的な相互依存関係を重視し強調する。この意味で「任意性評価」は、前者にとってはあくまで個人の自発性の側面（動機の有無や発話の様子・挙動）がその評価においてより重視される可能性があるのに対し、本研究が参加者としていた日本人では、聴取者（またはもう一方の相手）の発話内容や行動にその判断の比重があった可能性がある。現に司法場面を対象とした欧米の先行研究では、自発性を評価する意味での任意性評価において系統的に CPB 効果が生じているのに対し、日本や韓国では CPB 効果が系統的に確認されていない実態がある。今後は、この文化的自己観の測定とともに任意性評価を確認する必要がある。

可視化映像評価における各種状況要因の影響 一方で、自白の任意性評価だけでなく可視化映像そのものの評価については、本研究の主眼としていた撮影焦点よりもむしろ、その任意性評価の認知フレーム（自発か強制か）や、可視化映像を自白の信用性評価に使うことを禁じる裁判官説示（有罪・無罪判断含む）、また被疑者個人の特性（前科の有無）といった要因が判断に影響を与える可能性が示唆された。本申請研究はあくまで可視化映像の撮影方法をその問題に設定していたが、実際の裁判においてはこれらの映像と判断に関わる各種要因を総合的に考慮した利用が望ましいだろう。

二画面方式の影響 また本申請研究の主目的であった、日本の可視化映像提示方式（二画面式：SU/EU）自体の効果は、一画面との比較実験（実験 3）からも、大きな影響はない可能性が指摘できる。二画面式の場合、先述の通り、任意性評価自体の二面性に加え、二画面になることでの視覚的顕在性 visual salience の相対的縮小や注意の分散等から、より CPB が生じづらい条件が揃っていると考えられる。とはいえ、本申請研究実験 1 の強制性評価や一部の先行研究のように、一画面提示であれば CPB が確認される場合がある。また実際の裁判において、可視化映像は被疑者自白の前後数十分を視聴する（本研究刺激は 6 分前後）のであり、映像内の被疑者への注視時間が長くなる場合には、CPB 効果を含む視覚的影響が強くなる可能性があるものであり、この点については今後検討の必要があるだろう。

すくなくとも本申請研究において、二画面方式では CPB は確認されなかったが、より抽象的な刺激である日常会話であっても一画面式であれば CPB が観察された。ただし実験 2 のような司法の文脈を排除しつつも、取調べのような糾問的な会話における任意性評価では CPB は観察されなかったことから、司法の文脈や状況要因が任意性判断に相対的に大きな影響を持つ可能性が考えられた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 若林宏輔	4. 巻 108
2. 論文標題 法律実務家のための心理学入門 第17回 供述の信用性評価と心理学	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 158 - 161
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若林宏輔	4. 巻 109
2. 論文標題 法律実務家のための心理学入門 第18回 供述の信用性評価とは何か？	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 157-160
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若林宏輔	4. 巻 106
2. 論文標題 法律実務家のための心理学入門 第15回 司法のIT化とVMC：コロナ禍の司法と心理学(3)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 149 - 152
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若林宏輔	4. 巻 98
2. 論文標題 法律実務家のための心理学入門第8回市民の犯罪不安とリスク認知の心理学	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 138-142
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若林宏輔	4. 巻 99
2. 論文標題 法律実務家のための心理学入門第9回事件報道と心理学	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 140-143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若林宏輔	4. 巻 101
2. 論文標題 法律実務家のための心理学入門第10回市民の偏見に関する心理学	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 140-143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森井花音・若林宏輔・仲真紀子	4. 巻 22
2. 論文標題 録画された会話の観察時の視点が評価に与える影響：日常会話におけるカメラ・パースペクティブ・バイアス	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法と心理	6. 最初と最後の頁 82 - 87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 森井花音・若林宏輔
2. 発表標題 取調べ映像視聴時における視点と説示が評価に与える影響
3. 学会等名 日本心理学会第85回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 森井花音・若林宏輔
2. 発表標題 裁判官説示および取調べ映像の有無が被告人評価に与える影響
3. 学会等名 法と心理学会第22回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 森井花音・若林宏輔
2. 発表標題 取調べ映像視聴時の視点と共感についての検討
3. 学会等名 法と心理学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 森井花音・若林宏輔・仲真紀子
2. 発表標題 撮影焦点の違いと認知的フレームが人物への評価に与える影響
3. 学会等名 日本心理学会第84回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 森井花音・若林宏輔
2. 発表標題 裁判官説示および取調べ情報の提示の仕方が被告人評価に与える影響
3. 学会等名 法と心理学会第23回大会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 サトウタツヤ・若林宏輔・指宿信・松本克美・廣井亮一	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 274
3. 書名 法と心理学への招待	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------